

番号	令和6年度 (委託) 第 号	仕様書
工事・製造 物件名	名張市保健センター警備業務委託	
場所又は 品名・数量	名張市 朝日町1361-4 地内	
金額	一金(年額) 円	(内消費税額 円)
委託期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(長期継続契約)	
概 要		施 行 理 由
保健センターの防犯警備、火災警報監視、非常通報警備 (別紙仕様書のとおり)		

内 訳 書

名称		摘要	数量	単位	単価	金額	備考
	名張市保健センター警備業務委託	別紙仕様書のとおり	12	月			契約締結時の警備機器設置費及び契約終了時の警備機器撤去費を含む。
	防犯警備		1	式			
	火災警報監視						
	非常通報警備						
	諸経費(警備機器設置費等)						
	諸経費(警備機器撤去費等)						
(小計)							
	消費税相当額		10	%			
	計						
	総額(5年)		60	月			
			10	%			

仕 様 書

1. 委託業務名

番号：令和6年度（委託）第 号

件名：名張市保健センター警備業務委託

2. 警備対象施設

所在地：三重県名張市朝日町1361番地4 地内

名 称：名張市保健センター

概 要：RC造 地上2階 1,092.54㎡

3. 履行期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（長期継続契約）

4. 業務目的

警備対象施設における火災、盗難等あらゆる事故の発生を警戒、予防することにより、当該施設の安全と保全を確保するため警備業務を委託する。

5. 業務の種類

防犯警備

火災警報監視

非常通報警備

6. 業務時間

防犯警備は警備機器を動作設定した時間から解除するまでの間とする。火災警報監視及び非常通報警備は24時間とする。

7. 業務概要

受注者が設置する警備機器（貸与品）により、当該警備機器に感知される異常の有無を受注者の基地局で監視し警備するものとする。異常が発生したときは、警備業法第43条に定める基準に従い、遅延なく警備対象施設へ要員を急行させ、必要な処置を行う。

8. 業務の内容

(1) 防犯警備

受注者は、警備機器によって感知される侵入異常の監視及び侵入異常情報を受信したときは、遅滞なく要員を警備対象施設へ急行させ、異常事態の内容確認を行うものとする。その結果、異常を認めたときは警察機関に通報し、緊急

出動を要請するとともに事態の拡大防止のため必要な措置を講じるものとする。

また、侵入異常情報を受信後、要員が到着するまでに出勤などの通常業務によって発注者が異常を発見した場合は、受注者は、異常事態発生のある恐れがあること、施設内の受信箇所、受注者の対応状況を電話連絡にて報告し、解除操作を行った者の安全確保に努め、要員の到着後、現場確認をするものとする。警備対象施設に急行した場合は、異常の有無にかかわらず、確認及び対応の結果を警備日報等にて提出する。

なお、警備時間における侵入異常情報の原因が、発注者の過失又は故意によるものである場合、受注者に速やかに現状を伝えることとする。受注者は警備機器の受信状況、発注者の本人確認及び侵入異常情報発生に至った経緯の確認を経て、発注者の過失又は故意が原因であると明らかな場合は、警備対象施設へ向かっている要員に、急行を中止させることができる。

(2) 火災警報監視

ア 受注者は、発注者が設置している防災監視報知機と警備機器を連動させ、終日火災異常警報の監視を行う。

イ 受注者は、火災異常警報を受信したときは、遅滞なく発注者に電話連絡するものとする。火災発生と判断したときは直ちに消防機関に通報し緊急出動を要請し、同時に要員を警備対象施設へ急行させ必要な処置を行う。また可能な限り初期消火、被害拡散防止処置を行うものとする。

(3) 非常通報警備

ア 受注者は、終日、異常事態発生時に発注者が警報機器を操作することにより送信される異常情報の監視及び異常情報を受信した時における緊急対処及び警察機関への通報を行うものとする。

イ 受注者は、異常情報を受信したときは、遅滞なく発注者に電話連絡し、異常事態の内容確認を行うものとする。その結果、異常事態発生と判断したときは、ただちに警察機関に通報し、緊急出動の要請を行うものとする。さらに、受注者は確認のため、警備対象施設に出動するものとする。

9. 警備機器

(1) 警備対象施設内への侵入があった場合、受注者が施設内に設置した警備機器のセンサーで感知し、通信を利用して受注者の基地局へ送信すること。

(2) 警備機器自体の異常発生時は、その異常信号を受注者の基地局で受信が可能なものとし、異常があった警備機器は速やかに補修・交換するものとする。

(3) 通信の異常により、警備機器による警備が正常に行えない場合は、通信の異常を受注者の基地局で感知できる機能を有していること。

(4) 受注者は、施設内への侵入者を感知するために必要な十分な数の警備機器及び非常通報警備に必要な十分な数の警備機器により監視を行うものとする。

- (5) 警備を実施するにあたり、警備機器を設置するときは、あらかじめ発注者と協議のうえ設置するものとし、警備機器装置、配線、設置費等は受注者の責任、負担において行い、設置完了後は速やかに警備機器の設置場所を示した図面、及び警備機器の取扱書等を発注者に提出し、確認を受けること。
- (6) 警備機器の異常により警備業務に支障をきたす場合、速やかに補修又は交換するものとする。
- (7) 警備機器の補修又は交換に要する費用は、通常使用の範囲においては受注者が負担するものとする。
- (8) 警備機器の設置及び入替が必要になった場合において、警備機器による警備が行えない間は、受注者の責任、負担において警備機器に代わる人的警備を行うこと（平日は夜間2回、土日祝日は昼間2回夜間2回）。また、人的警備の結果を報告書にて提出すること。警備実施中に緊急異常が発生したときは、受注者は速やかに電話又は口頭で発注者に報告すること。

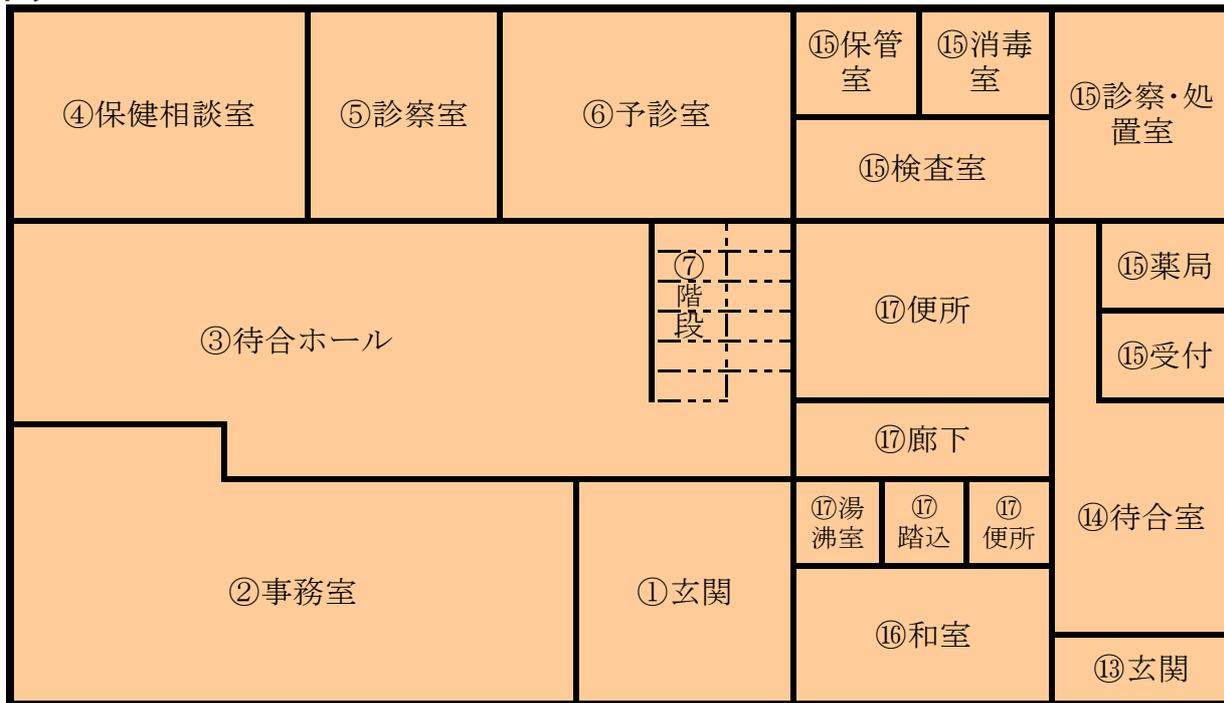
10. 契約等

- (1) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除するものとする。
- (2) 受注者がこの仕様書の内容の全部又は一部を履行しないと発注者が認めたときは、発注者は文書をもって通知し、契約を解除することができる。
- (3) 本契約期間中に受注者の責により生じた発注者の損害について、1事故につき、対人・対物賠償合わせて10億円を賠償限度額として支払うこと。
- (4) 委託料は月払い（均等払い）とし、前月分の請求書を受領後30日以内に支払うものとする。
- (5) 本契約の履行にあたり、業務の全部もしくは一部を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。
- (6) 警備については、発注者と協議のうえ、前任の名張市保健センター警備業務受注者と調整し、業務に中断を生じさせてはならない。
- (7) 期間満了後、新たに契約を更新しない場合は、受注者の負担において速やかに警備機器を撤去することとし、新たな受注者が速やかに業務を行えるよう、協力及び調整を行うこと。
- (8) 受注者は、業務の実施に当たって知り得た発注者の業務上の機密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。契約期間満了後も同様とする。
- (9) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者とがその都度協議の上、決定するものとする。

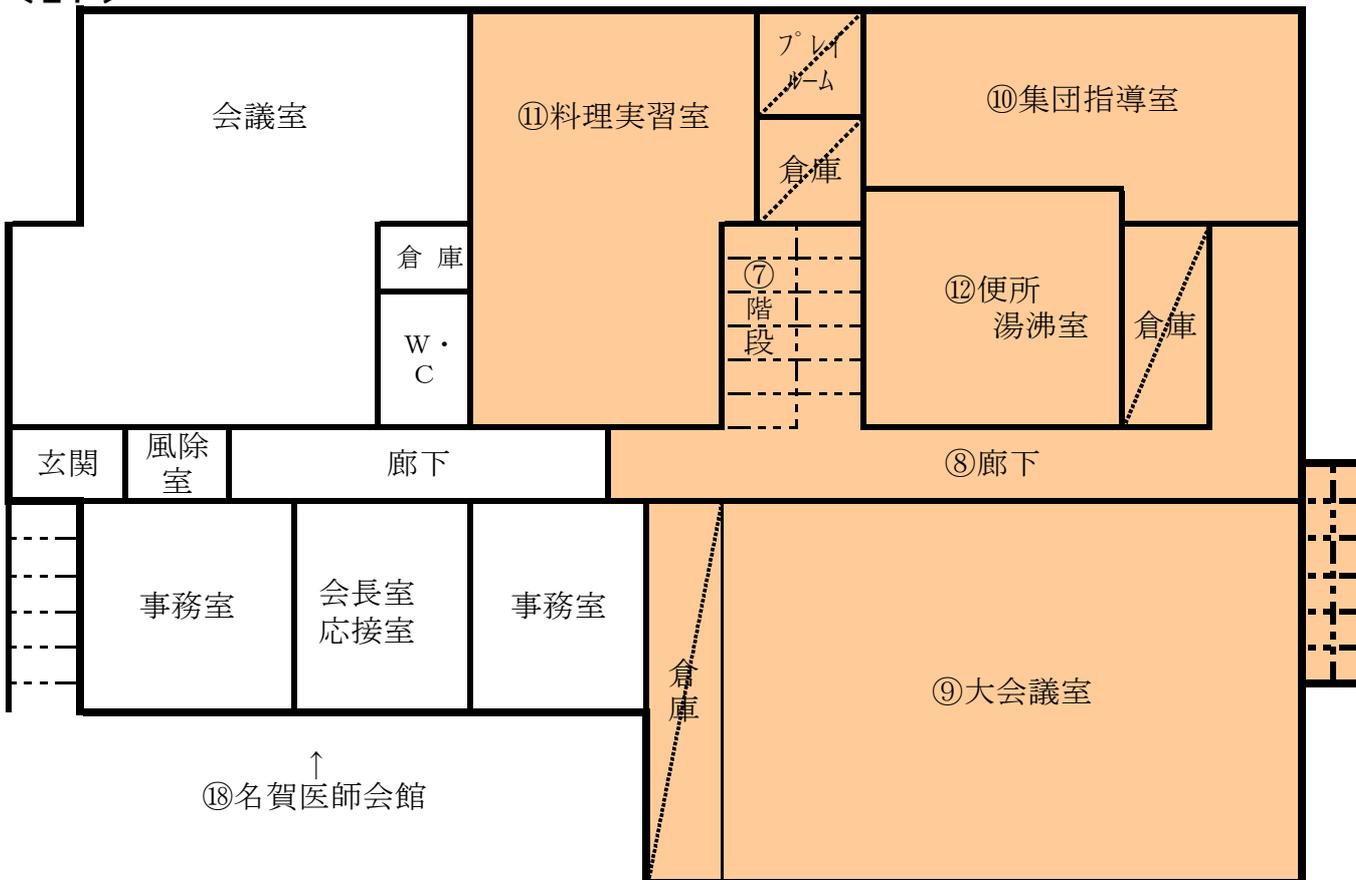
(別紙平面図)

名張市保健センター平面図

<1F>



<2F>



名張市保健センター
名賀医師会館